

豊田市休日救急内科診療所運営事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、休日救急内科診療所運営事業及び在宅当番医制運営事業（外科）（以下「休日救急内科診療所運営事業等」という。）に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、一般社団法人豊田加茂医師会（以下「豊田加茂医師会」という。）が行う休日救急内科診療所運営事業等に要する経費の一部を補助することにより、市内における休日の救急医療を確保し、もって市民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、豊田加茂医師会とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないことができる。

(1) 法人等(法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であるこ

とを知らずながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 豊田市税の滞納があるとき。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う休日救急内科診療所運営事業等とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象経費から除くものとする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、別表第2に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

2 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、毎年度7月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 経費所要額調（様式第3号）

(3) 基準額等算出書（様式第4号）

(4) 所要額計算書（様式第5号）

(交付の決定通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、補助金等交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者へ通知する。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、補助事業者の同意を得た上で、市税の収納状況を確認することができる。

(計画変更)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に補助事業計画変更承認申請書（様式第7号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第8条の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第10条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、補助金等変更決定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知する。

(実績報告)

第 1 1 条 補助事業者は、補助事業期間（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）が満了したときは、当該補助事業期間の翌年度の4月10日までに、補助事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）事業収支精算書（様式第10号）

（2）基準額等算出表（様式第11号）

（3）所要額明細書（様式第12号）

（4）休日救急内科診療所患者数等調（様式第13号）

（5）在宅当番医療機関患者数等調（様式第14号）

（確定通知）

第 1 2 条 市長は、補助事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第15号）により補助事業者に通知するものとする。

（調査等）

第 1 3 条 市長は、必要に応じて、補助事業者に補助事業の進捗状況、効果等及び補助事業により取得した財産について説明又は文書の提出を求めることができ、補助事業者は、正当な理由なく、これを拒んではならない。

（関係書類の保存）

第 1 4 条 補助事業者は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 1 5 条 補助事業者は、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）第8条に定められた期間が経過するまでは、当該補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

（委任）

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費

区 分	補助対象経費	内 訳
1 在宅当番医の当番日に診療に従事する医療機関の経費	報 酬	当番医療機関への謝金
2 休日救急内科診療所の運営に必要な経費	報 酬	診療等に従事する医師、看護師及び事務員への報酬及び交通費
	需 用 費	消耗品費（医療用及び事務用のもの）、光熱水費（冷暖房費、電気水道代等）、修繕料（診療所の建物、備品等に係るもの）及び医薬材料費
	役 務 費	通信運搬費及び保険料
	委 託 料	事務委託金、保守点検委託費及び清掃業務委託費
	備品購入費	診療所に必要な備品
3 - 1 休日の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び休日救急内科診療所へ派遣する医師の調整に必要な経費	人 件 費	日程調整における事務担当者の人件費
3 - 2 地域住民に対する救急医療知識の普及・啓発に必要な経費	報 償 費	講師謝礼及び交通費
	需 用 費	印刷製本費（救急医療に関する啓発用冊子の作成等に係るもの）及び修繕料（備品の修理に係るもの）
	役 務 費	広告料
	使用料及び賃借料	会場借上料
	備品購入費	補助事業に必要な備品

別表第2（第6条関係）

補助基準額

区 分	補助基準額
在宅当番医制運営事業（外科）	50,000円×診療日数
休日救急内科診療所運営事業	37,000円×診療日数
事務費	30,000円×診療日数

- 備考1 在宅当番医制運営事業における診療日数は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に定める祝日（以下「日曜・祝日」という。）並びに年末年始（12月30日から翌年1月3日まで）のうち、1日6時間以上の診療を実施した日の合計日数とする。
- 2 休日救急内科診療所運営事業における診療日数は、日曜・祝日並びに盆（8月15日）及び年末年始（12月30日から翌年1月3日まで）のうち、1日6時間以上の診療を実施した日の合計日数とする。
- 3 事務費の診療日数は、休日救急内科診療所運営事業における診療日数とする。